

執筆者:

E-mail☒ [富松 由希子](mailto:richi.fukushima@nshimura-asahi.com)E-mail☒ [角田 宗信](mailto:shigeaki.kaneda@nshimura-asahi.com)E-mail☒ [ラース・マーケルト](mailto:raus.merkel@nshimura-asahi.com)

エネルギー憲章条約(The Energy Charter Treaty (ECT))の近代化交渉(The Modernisation of the ECT)が、2022年6月24日に、ベルギー・ブラッセルで行われた臨時エネルギー憲章会議において実質合意に至った。今回の実質合意を受けて、2022年11月22日にモンゴル国・ウランバートルで開催される予定のエネルギー憲章会議において、ECTの改正案の採択について議論される予定となっている¹。エネルギー憲章条約は、投資の促進及び保護に関する規律、並びに、投資家対国の紛争解決手続(Investor-State Dispute Settlement: ISDS)規律を含む条約であり、日本企業においても利活用の実績のある、エネルギー分野における重要な国際約束である。本ニューズレターにおいては、近代化交渉の経緯を踏まえ、実質合意の概要について整理した上で、ECTの今後の展望や留意点につきご紹介する。

1. 近代化交渉の経緯

2017年11月のエネルギー憲章会議(Energy Charter Conference)において議論の開始が決定され²、近代化交渉サブグループにおける議論を通じて2018年に特定した25の交渉トピック³につき、2019年加盟国から提出された政策オプション(policy options)を参考に、2020年から正式に議論が開始された。近代化交渉には、ECTの締約国のみの参加が認められ⁴、2020年7月の第1回会合以降、実質合意までに、合計15回の交渉ラウンドが実施された⁵。

25の交渉トピックは、①投資前段階の保護、②「憲章」の定義、③「エネルギー分野における経済活動」の定義、④「投資財産」の定義、⑤「投資家」の定義、⑥国家の規制権限、⑦公正衡平待遇義務の定義、⑧最恵国待遇条項、⑨「不断の保護及び保障」の明確化、⑩間接収用の定義、⑪損失補償、⑫アンブレラ条項、⑬利益の否認、⑭投資財産に関する移転、⑮ささいな請求、⑯透明性、⑰費用の担保、⑱損害の算定、⑲第三者出資、⑳持続可能な開発及び企業の社会的責任、㉑「通過」の定義、㉒インフラへのアクセス、㉓タリフ設定の定義及び原則、㉔REIO、㉕時代遅れの条項であった⁶。

2. 近代化交渉の実質合意の内容

近代化交渉の実質合意の概要は、ECT事務局により公表されている⁷。公表内容について整理すると以下ようになる(括弧

¹ [エネルギー憲章条約近代化交渉の実質合意\(概要\)| 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/press/2022/08/22/22082201.html)

² <http://dev.energychartertreaty.org/fileadmin/DocumentsMedia/CCDECS/2017/CCDEC201723.pdf>

³ https://www.energychartertreaty.org/fileadmin/DocumentsMedia/CCDECS/CCDEC201821_-_NOT_Report_by_the_Chair_of_Subgroup_on_Modernisation.pdf

⁴ https://www.energychartertreaty.org/fileadmin/DocumentsMedia/CCDECS/CCDEC201910_-_STR_Modernisation_Mandate_Procedural_Issues_and_Timeline_for_Negotiations.pdf

⁵ [脚注1参照](#)

⁶ https://www.energychartertreaty.org/fileadmin/DocumentsMedia/CCDECS/CCDEC201821_-_NOT_Report_by_the_Chair_of_Subgroup_on_Modernisation.pdf

⁷ [Modernisation of the Treaty - Energy Charter Treaty](#)

内は、1998年に発効したECT(以下「現行ECT」という。)の条文番号(参考。)

(1) 定義

- 「憲章」(1条1項)の意味について、2015年の国際エネルギー憲章への言及が含まれることとなった。
- エネルギー原料及びエネルギー製品のリスト(1条4項・Annex EM)について、水素、無水アンモニア、バイオマス、バイオガス、合成燃料等が含まれることとなった。
- エネルギーに関連する機材(31条)にウール、ロックウール及び類似のミネラルウール、ガラスの多重壁断熱ユニットなどが追加されることとなった。
- 新たに「柔軟性メカニズム」に関する条項が新設されることとなった。新たな「柔軟性メカニズム」は、締約国がそれぞれのエネルギー安全保障及び気候変動目標を考慮した上で、会議での決定に基づき、自国の領域において化石燃料に対する投資保護を排除することを可能にする。例えば、EU及び英国は、関連規定の発効から10年が経過した後の既存投資、及び、一部の例外を除く2023年8月15日より後(after 15 August 2023)の新規投資を含め、化石燃料関連投資をECTに基づく投資保護から切り離すことを選択している。
- この条項では、締約国がそれぞれのエネルギー安全保障及び気候変動目標を考慮した上で、エネルギー憲章会議の決定に基づき、自国の領域において化石燃料に対する投資保護を排除することが可能となる。
- 近代化されたECTの発効から5年後及びその後5年ごとに、又はエネルギー憲章会議で決定された早い時期に、同ECTの対象となるエネルギー原料・製品のリスト及び柔軟性メカニズムの見直しがされる。

(2) 投資保護

- 投資財産の定義(1条6項)
投資財産は、投資受入国の国内法に従って明示的に行われ又は取得され、かつ、資本の投下、利益又は利得の期待、一定の期間の継続、リスクの引受け等、指標となる特徴を満たす必要があるとされた。司法・行政判断及び仲裁判断は除外され、また、商品やサービスの販売に関する商取引のみから生ずる金銭及び信用に対する請求権の対象も限定され、特定の公的債務証券は、紛争規定の適用範囲から除外された。
- 投資家の定義(1条7項)
投資財産の形成時において投資受入国の国籍又は永住権を持つ個人が対象から除外された。実質的な事業活動の要件が規定され、これを満たすためには、条約で列挙された事実(例えば、投資受入国の地域における物理的な存在、従業員の雇用、売上高の創出、税金の支払い等)を示すことが必要となった。
- 不断の保護及び保障(10条1項)
この規定が投資家及び投資財産の物理的な保障に関するものであることが明確化された。
- 投資財産に関連する移転(14条)
EUの経済通貨同盟の運営及び他の締約国の通貨・為替政策に深刻な問題がある場合の予防措置に関する規定とともに、深刻な国際収支上の問題に対する例外規定が導入された。
- 公正衡平待遇義務の定義(10条1項)
義務違反を構成する行為が列挙されることとなった。投資家の正当な期待を裏切る行為、投資家の正当な期待を生じさせる状況や正当な期待が考慮される条件についても規定している。
- 間接收用(13条参照)
新たな条項では、「直接収用」の概念を明確にした上で、「間接收用」の定義を規定し、それぞれの事案で間接收用の有無の判断のために考慮されるべき要素(経済的影響や措置の特徴等)を列挙している。なお、原則として、公衆衛生、安全、環境(気候変動の緩和と適応を含む。)等の正当な政策目標を保護するために採用される非差別的措置は、間接收用に該当しない。

いこととされている。

- 利益の否認(17条)
仲裁手続の開始後に利益否認条項を援用する可能性を含め、援用に関するその時点を規定している。新たな条項では、人権の保護を含む国際平和と安全の維持のために、投資財産に対する保護が否定される場合を明確にしている。
- 最恵国待遇条項(10条7項)
他の国際協定における紛争解決手続には適用されず、また、他の国際協定における実体的な規定自体は、この条項に基づいて与えられるべき「待遇」を構成しないことが明確化された。
- 国家の規制権限(18条参照)
条約の前文及び全文を通じて規制する権利に関する新たな文言が導入されることとなった。条約第3部においては、規制する権利に関する独立した条文が新たに設けられ、締約国が正当な公共政策目的のために投資財産及び投資家に対して規制する権利が再確認され、この目的には、気候変動の緩和及び適応を含む環境の保護、公衆衛生、安全、公序良俗の保護が含まれると想定されている。GATT と GATS の規定に基づく既存の一般的な例外を補完し、国際平和と安全の維持のための措置を講ずる可能性を明確にするために、条約の例外規定に新しい枠組みも導入された。
- アンブレラ条項(10条1項)
政府の権限行使として特定の書面によってされた誓約の違反のみが対象となることとされた。

(3) 紛争解決(26条)

- 透明性
投資家と締約国との間の紛争の仲裁手続において、投資家と国との間の仲裁における透明性に関する UNCITRAL 規則(2014年4月1日)が適用されることとなった。これにより、仲裁手続における文書が一般に公開され、ヒアリング手続へのアクセスが可能となる。
- 明らかに法的根拠を欠く請求の却下
(i) 手続開始時における実体法の問題として法的根拠を欠く、又は管轄を欠くことが明らかな申立ての却下、及び(ii) 本案に関して法的根拠のない申立ての迅速な却下のための枠組みが導入された。
- 担保金
投資家が費用に関する不利な決定を遵守しないリスクがあるケース等において、締約国が申立人に対し担保金を要求することができる規定が導入された。
- 第三者による資金提供
第三者からその訴訟費用を調達している場合には、それに関する情報を開示するものとされた。
- 損害の算定
収用の事案では、仲裁判断において金銭的損害賠償又は返還を命ずることができることを明確にした。金銭的損害賠償では、その上限は投資家が被った損失に限定され、懲罰的損害賠償は含まれない。原則として、手続費用その他の合理的な費用は、紛争の敗訴当事者が負担するものとしている。

(4) 通過(7条)

- 次の事項に関する一般原則が導入されることとなった。
既存及び将来のエネルギー輸送設備についての透明かつ非差別的なアクセスを促進すること。アクセスが拒否される可能性がある状況にあっては、その理由は十分に立証されなければならないこと。エネルギー輸送設備への容量割当ての枠組み及び輻輳管理の手順。通過目的のエネルギー輸送設備へのアクセス又はその使用に必要な料金の客観的、透明、非差別的な適用とそれらの計算方法。
- 天然ガスと石油の通過については、「エネルギー輸送設備へのアクセス」と「利用可能な容量」の定義が導入された。

(5) 持続可能な開発及び企業の社会的責任

- UNFCCC、パリ協定及び ILO 基本条約等の多国間の環境及び労働に関する協定に基づく締約国のそれぞれの権利及び義務を再確認する多くの条項が導入された。
- 持続可能な開発に関する新たな規定の解釈及び適用に関する締約国間の紛争については、これに特化した紛争解決枠組みが適用される。この紛争解決枠組みでは、調停者に対し問題解決を委ねることも可能となる。

(6) 地域経済統合機構(Regional Economic Integration Organisation: REIO)

- 7 条(通過)、26 条(投資家と締約国との間の紛争の解決)、27 条(締約国間の紛争の解決)及び 29 条(非 WTO 加盟国との貿易)は、同一の地域経済統合機構に加盟している締約国の間では、相互の関係において適用しないことを明確にした規定を導入した。現在、REIO の締約国は、EU のみである。

(7) 時代遅れの条項

- 過渡的な性質のためにもはや適用することが相当でない規定及び附属書を削除し、いくつかの参照規定(例えば欧州共同体に関するもの)も改訂された。

(8) 投資前段階

- 投資前に保護を提供するための補足的な条約を交渉する義務(10 条 4 項)を削除する一方、投資前に適用される差別的措置について事務局に通知する義務に関する条項とともに(10 条 9 項)、既存の、投資前の自発的条項(10 条 6 項)及び最善の努力に関する条項(10 条 2 項、5 項)は維持された。

3 今後の展望と留意点

2022 年 8 月 22 日には、同年 11 月 22 日に、エネルギー憲章会議において議論が予定されている ECT(以下「改正 ECT」という。)の採択に向けて、現行 ECT の締約国に改正 ECT の条文テキストの草稿が送付されることとなっている⁸。現行 ECT の条約の改正は、エネルギー憲章会議に出席しかつ投票する国の全会一致の合意が必要とされており(第 36 条 1 項(a))、条約の改正は、締約国の少なくとも 4 分の 3 が批准書、受諾書面又は承諾書を寄託者に寄託した後 90 日目の日に、当該改正を批准、受諾し又は承認した締約国間で効力を生ずることとされている(42 条 4 項)。いずれにしても、改正 ECT の詳細が公表された場合には、その内容につき精査が必要である。

なお、1994 年に採択された現行 ECT についても条約自体の発効は 1998 年であり、日本の国会承認及び発効は 2002 年となっている。仮に本年 11 月 22 日に改正 ECT が採択されたとしても、ただちに発効するわけではない。また、改正 ECT は、公表された概要からも、ISDS を含むと考えられるところ、EU シンガポール自由貿易協定(FTA)のうち、ISDS 等一部の分野については、EU とその加盟国が共有権限を有しており、同協定の正式な発効には EU のみならずその加盟国の議会の承認が必要だとする 2017 年 5 月 16 日の欧州司法裁判所の意見を踏まえると、EU のみならずその加盟国全ての議会の承認が必要であり、困難

⁸ [Modernisation of the Treaty - Energy Charter Treaty](#)

も予想される点、留意が必要である⁹。

一般的には、条約の改正を受諾しない国は改正に拘束されず、元の条約に拘束されるが¹⁰、現行 ECT と改正 ECT との関係、現行 ECT に基づく既存及び新規の ISDS への影響については、今後、改正 ECT 条文を確認しつつ、分析する必要があるだろう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

⁹ [EU シンガポール FTA は「混合協定」- EU 司法裁判所が意見書 - \(シンガポール、EU\) | ビジネス短信 - ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#) 参照。このように、EU のみならずその加盟国の承認も必要とする協定は「混合協定」といわれている。例えば EU・ベトナム FTA とともに 2019 年 6 月に署名された投資保護協定については、ISDS 等を含む混合協定であることから、発効にあたっては全 EU 加盟国の承認手続が必要とされているところ、同 FTA は 2020 年 8 月 1 日に発効したのに対し、投資保護協定については、本稿執筆現在、発効していない。

¹⁰ ウィーン条約法条約第 40 条 4 項。岩沢雄司『国際法』(2020 年、東京大学出版会)122 頁。